災害応急対策活動等（工事）に関する基本協定　募集要領

「災害応急対策活動等（工事）に関する基本協定」について、下記により基本協定締結希望者を募集いたしますので、基本協定の締結を希望される方は下記基本協定締結説明書により技術資料の提出をお願いいたします。

基 本 協 定 締 結 説 明 書

公募日　平成２６年４月１７日

１．協定概要

（１）協 定 名　災害応急対策活動等に関する基本協定

（２）活動場所　鳥取河川国道事務所管内の、①千代水出張所（殿ダム含む）管内(河川）、②河原出張所管内(河川）③鳥取国道維持出張所管内(道路）、④郡家国道維持出張所管内(道路）⑤鳥取自動車道出張所（道路）における災害応急対策活動等への協力を原則とする。
（別図－１(河川）、別図－２(道路）参照）

（３）活動内容　鳥取河川国道事務所所管施設等において災害が発生、又は発生するおそれがある場合の被害の拡大防止と被害施設の早期復旧のため、貴社で保有される建設機械、資材及び労力等により応急対策活動を実施するもの。

（４）協定期間　平成２６年６月１日　～　平成２７年５月３１日

２．応募資格

応募資格は、以下のとおりとします。

（１）　予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）（以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

（２）　中国地方整備局における平成 25･26 年度「一般土木工事」又は「維持修繕工事」の一般競争参加資格の認定を単体で受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

（３）　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（２）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

（４）　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

（５）　過去 15 年間（平成 11 年度以降）において、鳥取河川国道事務所、岡山国道事務所又は阪神国道事務所が発注した工事の施工実績があること。なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局（旧地方建設局を含み、港湾空港関係を除く。）の発注した工事に係るものにあっては、工事成績評定通知書に記載されている評定点（以下「評定点」という。）が 65 点未満のものは実績として認めない。

また、当該実績が財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（CORINS）」（以下、「CORINS」という。）に登録を義務付けている発注機関の工事の場合は、CORINS に登録されていなければ、実績として認めない。ただし、500 万円未満の工事及び中国地方整備局における平成 14 年 9 月 30 日以前に発注した請負金額が 2,500 万円未満の工事等、発注者が登録を義務付けていない工事についてはこの限りでない。

（６）　本協定の活動内容である応急対策活動等を総括的に管理する者として、次に掲げる基準を満たす技術者を保有していること。なお、当該活動に専任の義務は有しない。

①　協定締結希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、申請書提出日において３箇月以上の雇用関係にあることをいう。

上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合は、協定締結を認めないことがある。

②　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

・１級建設機械施工技士

・技術士法による技術士（建設部門、農業部門（農業土木）、森林部門（森林土木）、水産部門（水産土木）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係わるもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。））の資格を有する者。

・これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。

（７）　公募参加資格確認申請書（公募参加資格確認のための添付資料を含む。この説明書において「申請書」という。)の提出期限の日までの期間に、中国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和 59 年３月 29 日付け建設省厚第 91 号。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

（８）　建設業法の許可を有する本店、支店又は営業所が、鳥取河川国道事務所が管理する区域の市町村内にあること。

（９）　平成 26 年度に鳥取河川国道事務所が発注する河川、ダム、道路の維持（保守）工事を請け負っている者については、当該維持（保守）工事の範囲以外であれば協定締結可能である。

３．基本協定締結者の決定方法

（１）基本協定の締結は、２．に掲げる応募資格を満たしている方と行います。
協定は複数の区域を重複して締結することはできません。
（２）重複して希望があった区域は、希望順位の高い者を優先します。
（３）同一区域に希望が重複する場合や応募者が多数の場合は、以下の方法で決定します。
①過去に鳥取河川国道事務所と災害協定を締結した者。
②過去 15 年間の各区域の施工実績を有する者。
③平成 25・26 年度「一般土木工事」の格付け順位の高い者。
④平成 25・26 年度「維持修繕工事」の格付け順位の高い者。
（４）選定、非選定の結果については、書面により通知します。

４．担当部局

〒６８０－０８０３　鳥取県鳥取市田園町４丁目４００番地
国土交通省中国地方整備局　鳥取河川国道事務所　防災課
ＴＥＬ　０８５７－２９－１９６９（防災課直通）
ＦＡＸ　０８５７－２９－１８５９

５．応募資格の確認等

（１）申請書の作成

基本協定の締結を希望される方は、下記資料を作成し提出願います。
①基本協定参加資格確認申請書【別記様式１】
②過去の施工実績【別記様式２】
※CORINS に登録されていない場合は、確認できる書類（契約書の写し等）を提出願います。
③技術者の資格【別記様式３】
※技術者の資格及び雇用関係が確認できる資料を提出願います。なお、複数の技術者を登録することは可能です。
④資機材置き場の所在地及び準備できる人員、機械【別記様式４】
※建設業法の許可を有する本店及び資機材置き場の住所と緊急時に準備できる重機、及びそのオペレーター、作業員数を記入し提出願います。なお、重機については、例に書いてある程度の記入で結構です。
⑤担当区域希望調査票【別記様式５】
※協定を希望する区域に注釈等をご参照の上、記入願います。

（２）申請書の提出

申請書については、以下のとおり提出願います。
①提出方法：申請書（追加資料を含む）の提出は、持参又は郵送（書留に限る。必着のこと。）とします。
②受付期間：平成２６年４月１８日（金）から平成２６年４月３０日（水）までの休日を除く毎日、9 時 00 分から 17 時 00 分

までとする。

③提出場所：４．に同じ。

（３）申請書作成等に対する質問

申請書の作成等にあたり質問がありましたら、書面（様式は自由）により提出願います。

①提出方法：書面を持参又は郵送により提出すること。ＦＡＸでも可。

②受領期間：平成２６年４月１８日（金）から平成２６年４月２３日（水）までの休日を除く毎日、9 時 00 分から 17 時 00 分までとする。

③提出場所：４．に同じ。

（４）（３）の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧を行います。

①期　　間：質問を受理してから適宜に、平成２６年４月３０日（水）までの休日を除く毎日、9 時 00 分から 17 時 00 分まで。

②場　　所：４．に同じ。

（５）その他

①申請書（追加資料を含む）の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担となります。

②担当官は、提出された申請書（追加資料を含む）を、応募資格確認以外に提出者に無断で使用しません。

また、提出者の了承を得ることなく申請書の一部のみを採用することはしません。

③提出された申請書（追加資料を含む）は返却しません。

④提出期限以降における申請書（追加資料を含む）の差し替え及び再提出は認めません。

（別記様式１）

（用紙Ａ４）

基 本 協 定 参 加 資 格 確 認 申 請 書

平成○○年○○月○○日

担当官
　中国地方整備局
　　鳥取河川国道事務所長　○○　○　殿

住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

　平成２６年４月１７日付けで募集のありました「災害応急対策活動等に関する基本協定」に係る応募資格について確認されたく、下記の資料を添えて申請します。
　なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。問い合わせ先は下記のとおりです。

記

　１　基本協定締結説明書５．(1)②に定める過去の施工実績を記載した書面
　２　基本協定締結説明書５．(1)③に定める技術者の資格等を記載した書面
　３　基本協定締結説明書５．(1)④に定める会社及び資機材置き場の所在地及び重機、人員の数
　４　基本協定締結説明書５．(1)⑤別紙－１『担当区域希望調査票』

問い合わせ先
　担当者　：　中国　太郎

　部　署　：　○○本店　○○部　○○課

　電話番号：　（代）○○○－○○○－○○○○　（内線　○○○）
　　ＦＡＸ○○○－○○○－○○○○

（別記様式２）　　（用紙Ａ４）

過 去 の 施 工 実 績

［記入例］　　会社名：

工事名等	工　事　名	
	発注機関名	
	受　注　者　名	
	施　工　場　所	（都道府県名・市町村名）
	最終請負金額	
	工　　期	平成　　年　　月　～　平成　　年　　月
	受　注　形　態	単体／ＪＶ（出資比率）
工事内容	構造形式、 規模・寸法、 使用機材・数量、 施工方法、等	
ＣＯＲＩＮＳへの登録の有無		有り（登録番号を明記）又は無し

注）・CORINS 登録有りとする場合は、登録内容を事前に確認しておくこと。

・CORINS に登録されていない等で施工実績が証明できない場合は、工事の工事実績が確認できる書面（工事の実績が確認できる契約書類／施工計画書及び図面等）の写しを添付すること。CORINS データに数量等が登録されていない場合は、それらを確認できる契約書等の写しを添付すること。図面はＡ３以下に縮小のこと。

・CORINS に登録を義務付けている発注機関の工事（500 万円未満の工事及び平成 14 年 9 月 30 日以前に発注した請負金額が 2,500 万円未満の工事等は除く。）の場合は、CORINS に登録されていなければ、実績として認めない。

・記入する施工実績の発注機関名は、当該工事の契約日における名称とすること。

コメント欄 （甲に対して特に伝えたい事がありましたら本欄に記載願います。）

（別記様式３）

技　術　者　の　資　格

［記入例］　　会社名：

技術者の氏(フリガナ)名		技術者　　○○　○○　○○　○○ ○　○　○　○
生年月日（和暦）		昭和○○年○○月○○日
最終学歴		○○大学　○○科　○○年卒業
法令等による資格・免許		１級土木施工管理技士（取得年及び登録番号）
貴社に在籍される技術者数	一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者	
	二級土木施工管理技士又は二級建設機械施工管理技士	
	その他	

・貴社に在籍される技術者を実人数で記入願います。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、２．（６）②に示す資格のことです。

コメント欄 （甲に対して特に伝えたい事がありましたら本欄に記載願います。）

（別記様式４）

資機材置き場の所在地及び準備できる人員、機械

［記入例］　　会社名：

本店の住所	○○市○○町○番地
資機材置き場の所在地	○○市○○町○番地 ○○町○○　○番地
重機の台数（自社保有） シャベル バックホウ クレーン	 ○台（準備出来ない時期がある場合は、その時期を明記） ○台（準備出来ない時期がある場合は、その時期を明記） ○台（準備出来ない時期がある場合は、その時期を明記）
重機のオペレーター数	○○人
作業員数	○○人

※本店及び資機材置き場の住所については、番地まで記載
※重機の規格、種類の細別は必要ないので、すべて合わせて計上。
※作業員は、普通作業員以上すべて含めて計上。

（別記様式５）『担当区域希望調査票』

協定締結を希望される区域に下記記載例を参照し記載願います。

区　　域　　名	希望順位
①千代水出張所（殿ダム含む）管内	※記載例 **＜２＞**
②河原出張所管内	※記載例 **＜１＞**
③鳥取国道維持出張所管内	※記載例 **＜４＞**
④郡家国道維持出張所管内	※記載例 **＜３＞**
⑤鳥取自動車道出張所管内	※記載例 **＜５＞**

※記載例のとおり希望順位が分かるように記載願います。

※区域の詳細

①千代水出張所（殿ダム含む）管内

千代川（河口～源太橋付近）、袋川（千代川合流部～岡益橋付近）、新袋川（千代川合流部～大杙付近）、殿ダム（因幡万葉湖付近）

※千代水出張所管内と殿ダムを分けて希望することは出来ません。

②河原出張所管内

千代川（源太橋付近～三角橋付近）、八東川（千代川合流点～今在家排水樋門付近）

③鳥取国道維持出張所管内

一般国道９号（岩美群岩美町蒲生～鳥取市青谷町長和瀬）、一般国道２９号（鳥取市内）、一般国道５３号（鳥取市西円通寺～鳥取市西町）

④郡家国道維持出張所管内

一般国道２９号（兵庫県宍粟市波賀町戸倉～鳥取市堺）、一般国道５３号（岡山県勝田郡奈義町馬桑～鳥取市西円通寺）

⑤鳥取自動車出張所管内

姫路鳥取線（兵庫県佐用郡佐用町口長谷～鳥取市菖蒲）、一般国道３７３号志戸坂峠道路（岡山県英田郡西粟倉村影石～八頭郡智頭町市瀬）、鳥取西道路（鳥取市本高～鳥取市嶋）

※担当区域については、決定後、更に担当区域を細分化して協定を締結することがある。

※当年度の鳥取河川国道事務所が発注した維持（保守）工事受注者については、受注している維持（保守）工事の区域外での締結とする。

基本協定参加資格確認申請書提出時のチェックリスト

基本協定参加資格確認申請書提出時には、本チェックリストにより提出書類が添付されていることを確認下さい。

□ 基本協定参加資格確認申請書（別記様式１）　→必須提出

会社の施工実績関係

□ 過去の施工実績（別記様式２）　→必須提出

□ 施工実績を確認できる書面（契約書の写し等）

→ＣＯＲＩＮＳに登録されていない場合及びＣＯＲＩＮＳで確認できない場合等は必須提出

□ 工事成績評定通知書の写し

→当該工事実績が大臣官房官庁営繕部発注の工事又は地方整備局発注の工事の場合は必須提出

技術者の資格・経験

□ 技術者の資格（別記様式３）　→必須提出

□ 直接的かつ恒常的(３箇月以上)な雇用関係が確認できる資料　→必須提出

（健康保険被保険者証、監理技術者証等）

□ 技術者の資格を証明する書面の写し　→必須提出

技術資料

□ 資機材置き場の所在地及び準備できる人員、機械（別記様式４）　→必須提出

□ 『担当区域希望調査票』（別記様式５）　→必須提出

□ その他参考資料　→必要に応じ提出

これらの添付資料が未提出の場合、施工実績、資格、工事経験等が無効（参加資格無し）となりますので、ご注意下さい。

別図―１(河川)

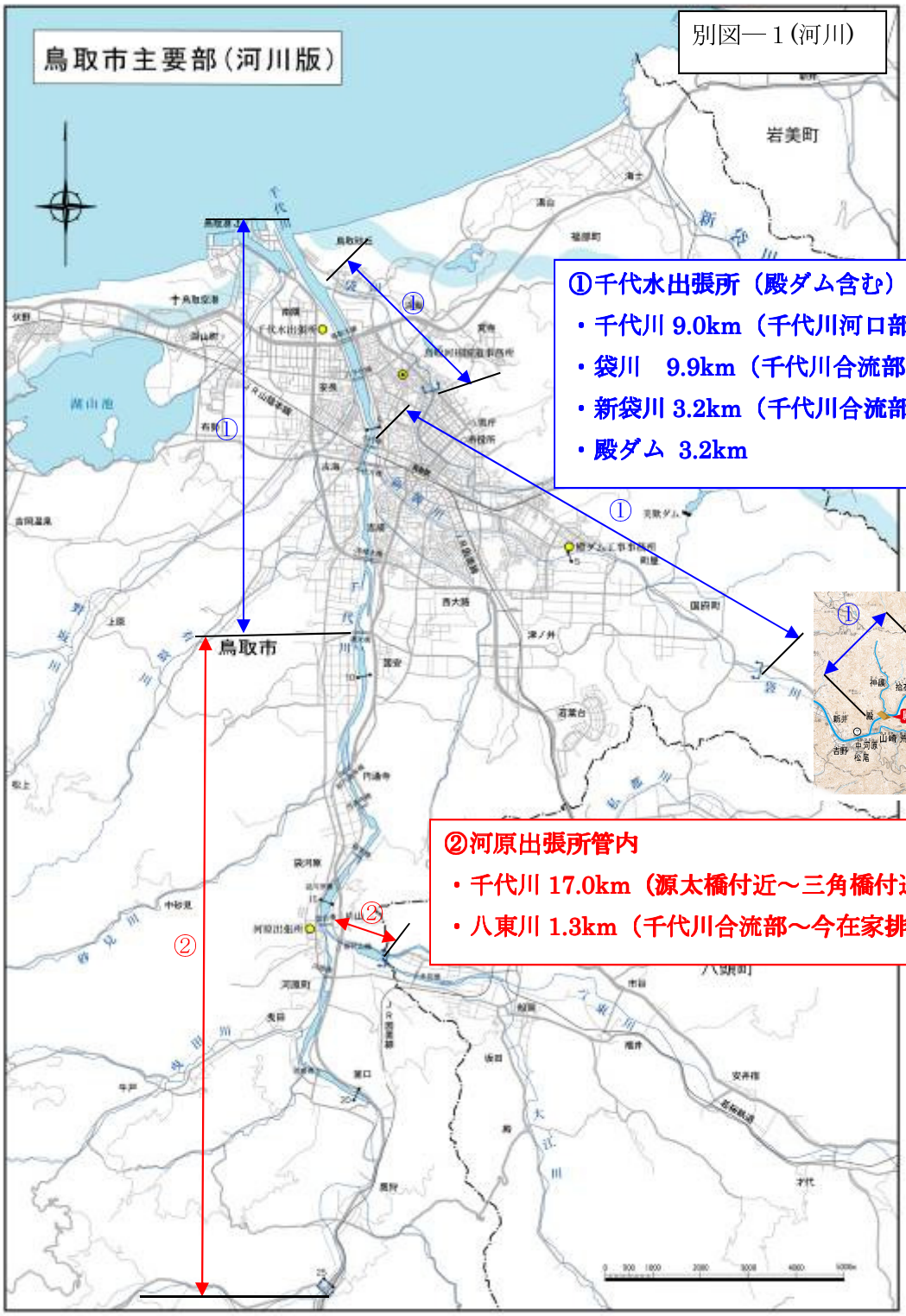

①千代水出張所（殿ダム含む）管内

- 千代川 9.0km（千代川河口部～源太橋付近）
- 袋川　9.9km（千代川合流部～岡益橋付近）
- 新袋川 3.2km（千代川合流部～大杙付近）
- 殿ダム 3.2km

②河原出張所管内

- 千代川 17.0km（源太橋付近～三角橋付近）
- 八東川 1.3km（千代川合流部～今在家排水樋門付近）

別図―2(道路)

鳥取河川国道事務所管内図(道路版)

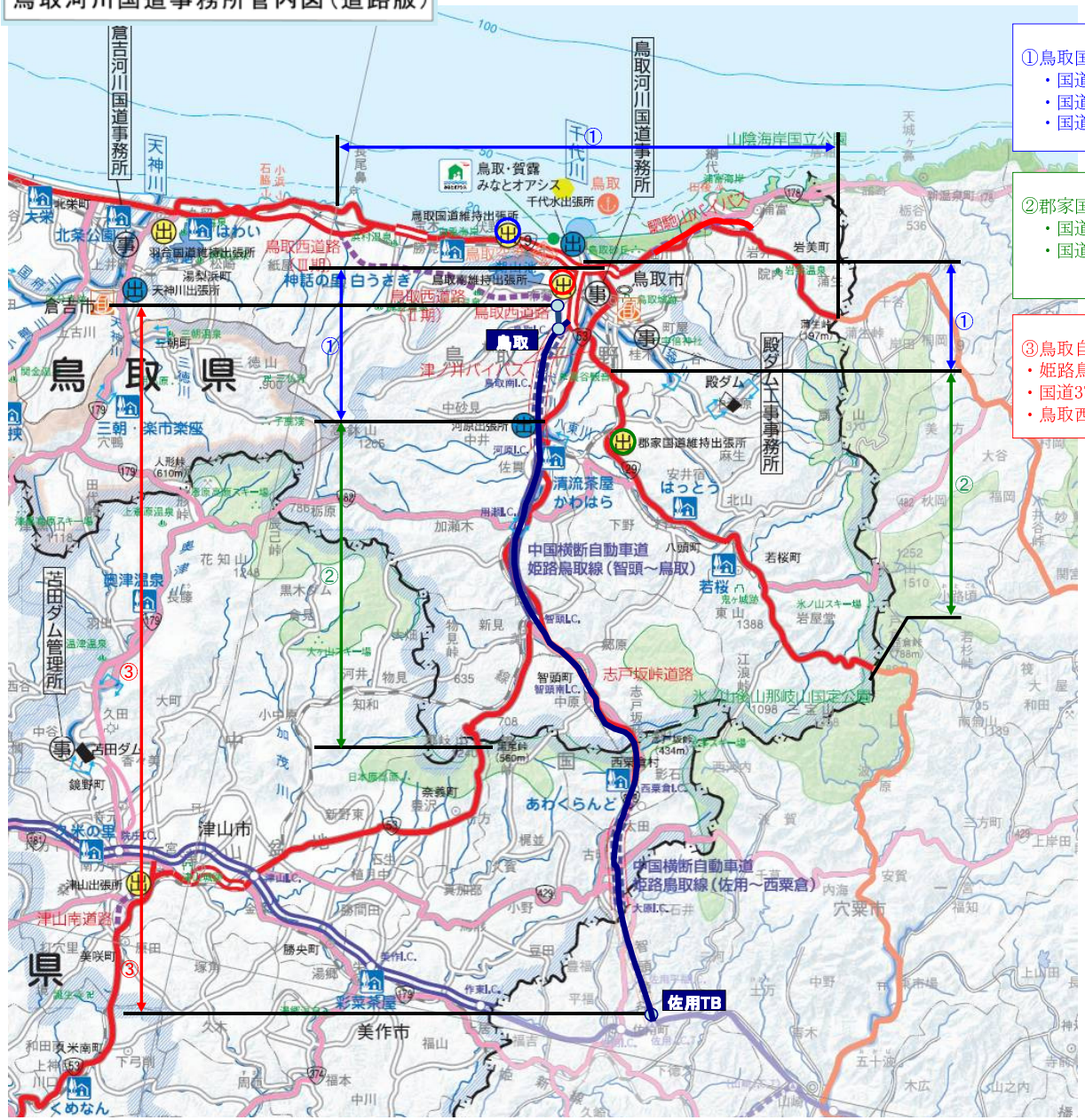

①鳥取国道維持出張所管内
- 国道 9号　50.7km（岩美郡岩美町大字蒲生～鳥取市青谷町長和瀬）
- 国道29号　12.9km（鳥取市内）
- 国道53号　12.1km（鳥取市西円通寺字柚ノ木～鳥取市西町）

②郡家国道維持出張所管内
- 国道29号　36.4km（兵庫県宍粟市波賀町～鳥取市境）
- 国道53号　34.4km（岡山県勝田郡奈義町馬桑～鳥取市西円通寺畑ヶ中）

③鳥取自動車道出張所管内
- 姫路鳥取線　42.8km（兵庫県佐用郡佐用町口長谷～鳥取市菖蒲）
- 国道373号　18.5km（岡山県英田郡西粟倉村～八頭郡智頭町市瀬）
- 鳥取西道路　1.8km（鳥取市本高～鳥取市鳴）

災害応急対策活動等（工事）に関する基本協定（案）

（目的）
第１条　この協定は、地震、豪雨、台風、豪雪及び事故災害等の異常な現象下に、国土交通省鳥取河川国道事務所長　望月　拓郎（以下、「甲」という。）が管理する鳥取河川国道事務所所管施設において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、又は甲が必要と認める場合に、○○管内に建設機械・資材及び労力等（以下、「建設資機材等」という。）を保有している、株式会社　○○建設　代表取締役社長　○○　○○（以下、「乙」という。）に対し、「災害応急対策活動等（以下、「活動」という。）」に関する協力を求めるときの手続きについて定めたものである。

（活動の実施区域）
第２条　甲が乙に対し協力を要請する活動の実施区域は、○○出張所において管理する○○○○○（以下、「実施区域」という。）を原則とする。

（活動内容）
第３条　甲が乙に対し協力を要請する活動は、実施区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の被害の拡大防止と被害施設の早期復旧のため、乙で保有する建設資機材等により応急対策活動を実施するものである。

（建設資機材等の報告）
第４条　乙は、本活動を実施するために必要な建設資機材等の数量を把握し、本協定締結後速やかに書面により甲に報告するものとする。
２．前項の建設資機材等に著しい変動があった場合、又は甲から要請があった場合は、乙は書面により速やかに甲に報告するものとする。
３．甲は、甲の保有する建設資機材等を、あらかじめ乙に書面により通知するものとする。

（建設資機材等の提供）
第５条　甲及び乙は、それぞれから要請があった場合は、特別な理由がない限り、相互に建設資機材等を提供するものとする。

（出動の要請）
第６条　甲は、乙に対し、第２条の実施区域で発生した災害状況に応じ、本活動を実施するための出動を書面（第１報は電話で可）により要請するものとする。
２．乙は、前項の出動要請の連絡を受ける者を、あらかじめ書面により甲に報告するものとする。

（活動の実施）
第７条　乙は、第６条に基づく出動の要請があった場合は直ちに出動し、活動を実施するものとする。
２．活動の直接の指示は、当該活動実施区域を担当する出張所長、支所長並びに建設監督官（以下、「出張所長等」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

（契約の締結）
第８条　甲は、乙に第６条の出動を要請した場合は、速やかに契約を締結するものとする。

（維持工事請負業者との協力）
第９条　乙は、状況により、甲が別途請負契約を締結している維持工事業者（以下、「丙」という。）と協力して活動を実施するものとする。

２．甲は、本活動の実施区域を担当する丙の業者名及び連絡先を乙に通知するものとする。

（活動の完了）
第 10 条　乙は、活動が完了したときは、直ちに指示者に対し、口頭、並びに書面により完了報告を行うとともに、実施した活動の内容及び建設資機材等の使用数量を書面により甲に報告するものとする。

（費用の請求）
第 11 条　乙は、活動完了後当該活動に要した費用を第８条により締結した契約に基づき、甲に請求するものとする。

（費用の支払）
第 12 条　甲は、第 11 条の規定により請求を受けたときは、内容を精査し第８条により締結した契約に基づきその費用を支払うものとする。

（損害の負担）
第 13 条　本活動の実施に伴い、甲、乙いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは建設資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。
２．本活動の実施に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは建設資機材等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。
３．本活動の実施に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは建設資機材等に損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

（有効期限）
第 14 条　本協定の有効期限は、平成２６年６月１日から平成２７年５月３１日までとする。

（その他）
第 15 条　この協定に定めない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書２通を作成し、甲、乙が押印の上、それぞれを各１通保有するものとする。

平成２６年５月３０日

甲　　国土交通省　中国地方整備局

鳥取河川国道事務所長　望月　拓郎

乙　　株式会社　○○建設

代表取締役社長　　○　○　　○　○